

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第17条の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、観音寺市、大野原町、豊浜町の負担金、県支出金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、観音寺市の例により、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 会長は、この規程の施行日から第1回協議会会議の開催日までの間において収入すべき歳入がある場合はこれを調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1（第4条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰入金	1 繰入金	1 繰入金
5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
6 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別紙資料 1

財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第 5 条第 2 項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料 2 案の とおり
2	第 6 条第 1 項	協議会出納員	会長任命事項	別紙資料 2 案の とおり
3	第 9 条第 1 項	収入支出の手続様式	別に定める様式	別紙資料 2 案の とおり

別紙資料 2

1 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の現金預入金融機関について（第5条第2項関係）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の現金預入金融機関については、下記金融機関とする。

記

香川豊南農業協同組合 大野原支所
（株）百十四銀行 大野原支店

以上

2 会長が命ずる協議会出納員について（第6条第1項関係）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の出納員には、下記のものに命ずる。

記

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局総務広報班の班長及びその他の職員

以上

3 収入及び支出の手続きについて（第9条第1項関係）

収入及び支出の手続様式については、観音寺市の例により協議調整し別途様式を事務局で定める。

以上
